

2023 年 9 月 4 日

会 員 各 位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会 長 佐々木 浩二

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における
令和 5 年度最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（緊急依頼）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

標題の通知が 8 月 30 日に厚生労働省から、8 月 31 日に総務省から各省庁および都道府県宛てに発出されました。本通知は昨年 11 月に発出されたものと同様、最低賃金の引上げや物価・エネルギー価格の高騰等により、締結されている契約金額では適切な業務実施に支障が生じる恐れがあることから、「受注者から契約金額の変更の請求があった場合は、年度途中であっても適切に対応する」よう求めるものです。

本通知はビルメンテナンス議員連盟、全国協会、全国政治連盟が粘り強く働きかけた結果、実現したものです。通知に記載のとおり、契約金額の変更検討は「受注者から契約金額の変更の請求があった場合」とあり、受注者が交渉を行うことが前提となっています。公共物件を受託されている会員におかれましては、積極的に交渉を行っていただくようお願いします。また、各都道府県協会に価格交渉の結果を取りまとめるように依頼しておりますので、アンケートなどによる協力要請があった際にはご協力をお願いします。

本件にお力添えいただいた議員連盟は、「ビルメン業界側が積極的に活動すること」を求めています。議員連盟に「自助努力のない業界」と判断されれば、今後あらゆる要望・陳情を行っても聞き入れていただけなくなる危険性が十分にあることをご認識いただき、確実に活動していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

また本件について、9 月下旬から 10 月上旬にかけて、会員を対象としたオンライン説明会を実施する予定です。詳細が決まり次第、改めてご案内申し上げますので、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

敬具

記

<添付資料>

1. 総務省・各都道府県会計管理者他あて
2. 厚生労働省・各省庁契約担当課長あて
3. 厚生労働省・各都道府県契約担当課長あて

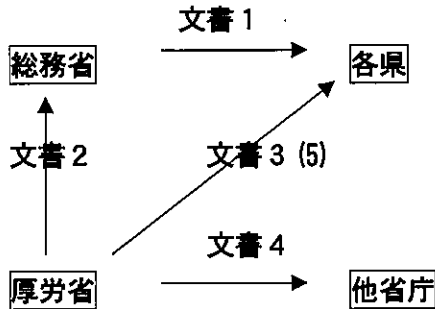
以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 関内
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL03-3805-7560 FAX03-3805-7561 info@j-bma.or.jp

まとめ

- 1 総務省は厚労省の文書 2 を受け、各県に文書 1 を発出した。
- 2 厚労省は、(総務省にはもちろん文書 2 を出したが、) 各県にも文書 3 (5) を出した。
- 3 厚労省は、他の国の機関(他省庁)に文書 4 を出した。



文書 1 総行行第 3 6 8 号 (R5. 8. 31 付け)

総務省 → 各県会計管理者等

地方自治体を所管する総務省が各県の会計管理者等に通知

- ・厚労省から総務省に次の文書 2 で、契約金額変更の依頼がありました。
- ・今般、最低賃金が改定されます。
- ・今まで、「ビルメン業務のガイドライン」を踏まえ、年度途中で最低賃金額の改定があった場合には、適切な価格により単価を見直すこと等により、契約金額を変更することを検討するなど、適切に対応されるよう周知してきた。
- ・今後、最低賃金額が引き上げられた場合など受注者から契約金額の見直しの申出があった場合には、ガイドラインに基づき庁舎等管理部局と入札契約部局、会計管理部局、財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、適切な価格により単価を見直すこと等により契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。各市町村にも周知願いたい。

文書 2 別添の表 薬生衛発第 2 号 (R5. 8. 30 付け)

厚労省 → 総務省

厚労省が総務省に通知

- ・中央最低賃金審議会答申がまとめられ、7月公表、各県でこれを踏まえ額が決定となる。ビルメン業務の公共調達では、「ビルメン業務のガイドライン」の趣旨を理解いただき適切に対応いただくようお願いしている。
- ・ガイドラインにおいて、「最低賃金の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う」こととしている。
- ・貴県及び市町村において、ガイドラインを踏まえ契約変更を検討いただくとともに、特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、ガイドラインに沿って、対応するようお願いするため次の 3 の文書を発出しました。全庁的に連携して取り組む必要がある、各市町村にも改めて徹底願いたい。

文書 3

別添の裏 薬生衛発第 1 号 (R5. 8. 30 付け)

厚労省 → 各県契約担当課長

厚労省が各県の契約担当課長に通知

- ・中央最低賃金審議会答申がまとめられ、7月公表、各県でこれを踏まえ額が決定となる。ビルメン業務の公共調達では、「ビルメン業務のガイドライン」の趣旨を理解いただき適切に対応いただくようお願いしている。
- ・ガイドラインにおいて、「最低賃金の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う」こととしている。
- ・**貴県**において、最低賃金の引上げを受け、ガイドラインを踏まえ契約変更を検討願います。特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、ガイドラインにあるように変更について迅速かつ適切に判断して積極的に対応願います。市町村にも周知し適切な対応について願います。

文書 4

薬生衛発第 3 号 (R5. 8. 30 付け)

厚労省 → 各省庁 (契約担当課長)

厚労省が各省庁契約担当課長に通知 (国即ち厚労省から国の他機関への文書)

- ・中央最低賃金審議会答申がまとめられ、7月公表、各県でこれを踏まえ額が決定となる。ビルメン業務の公共調達では、「ビルメン業務のガイドライン」の趣旨を理解いただき適切に対応いただくようお願いしている。
- ・ガイドラインにおいて、「最低賃金の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う」こととしている。
- ・**各省庁**において、最低賃金の引上げを受け、ガイドラインを踏まえ契約変更を検討願います。特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、ガイドラインにあるように変更について迅速かつ適切に判断して積極的に対応願います。省庁の関係部局にも周知し適切な対応について願います。

文書 5 (文書 3 と同じ)

薬生衛発第 1 号

厚労省 → 各県契約担当課長

厚労省が各県の契約担当課長に通知

総行行第368号
令和5年8月31日

各都道府県会計管理者
各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県庁舎・公共施設担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長
各指定都市庁舎・公共施設担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の
変更について (通知)

標記の件について、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに、地方公共団体におけるビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について依頼がありました。

今般、第67回中央最低賃金審議会において、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和5年7月28日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務については、これまで、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(令和5年4月28日生食発0428第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「ガイドライン」という。)を踏まえて、年度途中に最低賃金額の改定があった場合には、適切な価格により単価を見直すこと等により、契約金額を変更することを検討するなど、適切に対応されるよう周知してきたところです。

今後、最低賃金額が引き上げられた場合や、これらの状況を踏まえた受注者からの契約金額の見直しの申出があった場合には、ガイドラインに基づき、貴団体における庁舎等の管理業務に係る委託契約等を担当する庁舎等管理部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、適切な価格により単価を見直すことにより契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。なお、発注時においてガイドラインに基づき建築保全業務労務単価を活用して予定価格を積算した場合であっても、最低賃金額の引上げにより契約金額における労務費が上昇する可能性がありますので、このような場合には、契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願いま

す。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

薬生衛発 0830 第2号
令和5年8月30日

総務省自治行政局行政課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公印省略)

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和5年度最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（依頼）

第67回中央最低賃金審議会において令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和5年7月28日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市町村等に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和5年4月28日生食発0428第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添、以下「ガイドライン」という。）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしているところです。ガイドラインの「2 発注関係事務の適切な実施」の「（4）業務実施段階（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」において、「また、最低賃金額の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。」こととしています。

このような中、都道府県や市町村において、ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討いただくとともに、特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、同ガイドラインに沿って対応するようお願いするため、各都道府県契約担当課長あてに別添の通知を发出了しました。

別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、契約担当課のみならず、庁舎管理部局や財政担当部局も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

薬生衛発 0830 第1号
令和5年8月30日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公印省略)

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和5年度最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（依頼）

第67回中央最低賃金審議会において令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和5年7月28日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市町村等に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和5年4月28日生食発0428第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添、以下「ガイドライン」という。）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしているところです。ガイドラインの「2 発注関係事務の適切な実施」の「（4）業務実施段階（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」において、「また、最低賃金額の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。」こととしています。

各都道府県におかれては、今後検討される最低賃金額の引上げ等を受け、ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。発注時においてガイドラインに基づき建築保全業務労務単価を活用して入札価格を積算した場合であっても、最低賃金額の引上げにより契約金額における労務費が上昇する可能性がありますので、契約金額の変更検討についてご配慮願います。

特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、ガイドラインの「（4）業務実施段階（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」のなお書きにあるとおり、変更について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

併せて、貴管内の市町村に対して本通知を周知し、各市町村においても適切に対応していただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。

各省庁契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公印省略)

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和5年度最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（依頼）

第67回中央最低賃金審議会において令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和5年7月28日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、各省庁に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和5年4月28日生食発0428第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添、以下「ガイドライン」という。）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしているところです。同ガイドラインの「2 発注関係事務の適切な実施」の「（4）業務実施段階（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」において、「また、最低賃金額の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。」こととしています。

各省庁におかれては、今後検討される最低賃金額の引上げ等を受け、ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。発注時においてガイドラインに基づき建築保全業務労務単価を活用して入札価格を積算した場合であっても、最低賃金額の引上げにより契約金額における労務費が上昇する可能性がありますので、契約金額の変更検討についてご配慮願います。

特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、ガイドラインの「（4）業務実施段階（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」のなお書きにあるとおり、変更について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

併せて、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましてもお願いします。

薬生衛発 0830 第1号
令和5年8月30日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公印省略)

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和5年度最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（依頼）

第67回中央最低賃金審議会において令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和5年7月28日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市町村等に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和5年4月28日食発 0428 第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添、以下「ガイドライン」という。）の趣旨を御理解いただき適切に御対応いただくようお願いしているところです。ガイドラインの「2 発注関係事務の適切な実施」の「（4）業務実施段階（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」において、「また、最低賃金額の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中で最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。」こととしています。

各都道府県におかれては、今後検討される最低賃金額の引上げ等を受け、ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。発注時においてガイドラインに基づき建築保全業務労務単価を活用して入札価格を積算した場合であっても、最低賃金額の引上げにより契約金額における労務費が上昇する可能性がありますので、契約金額の変更検討についてご配慮願います。

特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、ガイドラインの「（4）業務実施段階（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」のなお書きにあるとおり、変更について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

併せて、貴管内の市町村に対して本通知を周知し、各市町村においても適切に対応していただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。